

デジタル庁行政文書管理規則の制定について（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

1 制定の趣旨

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）の制定により、令和3年9月1日に、内閣に、デジタル庁が新たに設置される。これに伴い、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき、デジタル庁において行政文書管理規則を制定する必要がある。

2 規則の内容

デジタル庁行政文書管理規則案は、おおむねガイドラインの規定例を踏まえたものとなっている。また、一部の項目については、復興庁の行政文書管理規則を参考とした規定となっている。

3 今後のスケジュール

施行：令和3年9月1日